

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 県民たすけあい基金助成事業取扱要領

昭和 62 年 5 月 22 日に、新潟県知事認可に基づき設置された「県民たすけあい基金」の基金から生ずる運用益により、新潟県社会福祉協議会が行う助成事業の取扱は、この要領の定めるところによる。

1 助成対象事業

(1) この基金は県内における地域福祉の向上を目指し、地域福祉にかかわる地域住民及び民間福祉団体の自主的かつ継続的なボランティア活動を育成、助長することを目的として設置されたものであり、基金の運用益を充てる助成対象事業は、次に掲げるものである。

- ① ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- ② ボランティア活動の振興に広く利用できる調査研究事業
- ③ ボランティア活動の広報及び情報機器・器材の整備援助事業
- ④ ボランティアグループによるサービス活動
- ⑤ ボランティア活動の基礎づくりのための福祉教育及び啓発事業
- ⑥ ボランティア活動の拠点整備事業
- ⑦ その他の事業・活動（ボランティア活動の育成・推進上、特に必要と認められる試行的・開発的事業等）

(2) 助成対象事業の形態には、次のとおりで県全域をとらえて行う事業、広域及び市町村域を単位として行う事業等がある。

- ① 新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の行うボランティア活動振興事業
- ② 市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）等の行うボランティア活動振興事業
- ③ ボランティアグループの活動
- ④ 県社協会長が、助成を必要と認めた団体又はグループの行う事業

※ 事業及び活動の計画実施に当たっては、別表「県民たすけあい基金助成基準表」を参照して設定するものとする。

2 助成申請者

助成を受ける範囲は、次のものである。

- (1) ボランティア活動を推進している市町村社協
- (2) 県社協及び市町村社協に登録又は所属している団体及びグループ
- (3) 県社協会長が、助成を必要と認めた団体又はグループ

3 助成の基準

別表「県民たすけあい基金助成基準表」による。

4 助成申請書の提出期限

- (1) 助成の申請、助成額の決定、助成金の交付、助成事業の報告等の手続きは、運営要綱第5条から第8条までの定めるところによるが、提出期限については次のように取り扱うものとする。

区 分	様 式	申請の期日（限）等
① 助成の申請	運営要綱別記第1号様式	別に定める日
② 助成の決定	運営要綱別記第2号様式	別に定める日
③ 助成金の交付	(様式不定)	別に定める日
④ 事業の報告	運営要綱別記第3号様式	完了後30日以内(遅くとも4月30日まで)

(注) 申請の対象事業は、4月1日から3月31日までの間に実施する事業、活動を対象とすること。

- (2) 助成申請書を提出した後、申請の内容を変更したときは、直ちに所定の様式（運営要綱別記第1号様式）に準じて協議するものとする。
- (3) 助成の申請手続きのうち、2の(2)及び(3)の助成申請書の申請手続きは市町村域の団体については市町村社協を経由し、県域及び広域の団体については、その団体から直接県社協あて行うものとし、助成事業の報告についても、これに準じて行うものである。
- ① 市町村社協の行うもの
市町村社協から県社協に提出すること。
 - ② 市町村域の団体・グループの行うもの
団体等から市町村社協を経由して県社協に提出すること。
 - ③ 広域及び県域の団体・グループの行うもの
団体等から直接県社協に提出すること。
 - ④ 県社協会長が必要と認めた団体・グループの行うもの
団体等から直接県社協に提出すること。
- (4) 助成の申請手続きにおいては事務の円滑な処理を図るため、次の事項に留意するものとする。
- ① 助成の申請及び助成事業の完了報告書の受理は、原則として文書審査を中心に行うため、各様式は努めて具体的かつ明快到に記載し作成すること。
 - ② 所定の様式のほか必要があるときは、随時、付属資料を添付（特に機器・器材の場合は必ず見積書及びカタログ等を添付のこと。）するものとし、又、助成事業の完了報告には活動記録文集、調査結果等の資料を添付すること。
 - ③ 申請、報告等の提出期日は、必ず厳守すること。

5 助成事業の普及等

- (1) ボランティア活動の振興を図るため、県社協は福祉関係機関・団体等と連携し、この事業の普及・発展に努めるものとする。
- (2) 市町村社協は、市町村地域福祉基金の運用益活用事業との関連を踏まえ、有効活用を図ること。

(附則：関係規定等)

- 1 県民たすけあい基金設置規程を昭和 62 年 5 月 22 日制定（最終改正：平成 18 年 4 月 1 日）
- 2 県民たすけあい基金管理運営委員会規程を昭和 62 年 5 月 22 日制定（最終改正：平成 18 年 4 月 1 日）
- 3 県民たすけあい基金運営要綱を昭和 62 年 5 月 22 日制定（最終改正：平成 23 年 1 月 20 日）
- 4 県民たすけあい基金助成事業取扱要領を昭和 63 年 4 月 25 日制定
 - 平成 3 年 3 月 29 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 4 年 12 月 21 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 9 年 2 月 10 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 16 年 3 月 3 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 18 年 3 月 10 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 18 年 7 月 10 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 19 年 11 月 29 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 22 年 3 月 5 日 取扱要領の一部改正
 - 平成 24 年 10 月 25 日 別表「県民たすけあい基金助成基準表」を一部改正し平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
 - 平成 26 年 3 月 7 日 別表「県民たすけあい基金助成基準表」を一部改正し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
 - 平成 26 年 10 月 1 日 別表「県民たすけあい基金助成基準表」を一部改正し平成 26 年 10 月 1 日から適用する。
 - 平成 27 年 4 月 1 日 別表「県民たすけあい基金助成基準表」を一部改正し平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
 - 令和 6 年 4 月 1 日 別表「県民たすけあい基金助成基準表」を一部改正し令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

県民たすけあい基金助成基準表

助成対象事業の募集・採択方針

■基金の目的

新潟県における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成、助長する。

■対象事業

- ① 福祉分野（障害者、高齢者、子育て等）を対象とする活動
- ② 災害を対象とした活動
- ③ 地域住民が主体となった地域力向上に直結する活動
《今日的な地域・福祉課題の解決に向けた地域（共助、互助）の対応》

■助成対象外事業

- ① 国又は地方公共団体から、補助金、助成金を受けている又は受ける見込みがある事業
- ② 地域住民主体の福祉活動の観点から、単に「自然や環境を守るための活動」や「伝統文化の継承等の芸術・文化の活動」の事業
- ③ 緑地整備や施設の新設、増改築、修繕等の整備事業
- ④ ボランティア活動以外の社会福祉事業（制度サービス）に供する備品整備事業
- ⑤ 自治会、町内会、PTA、子供会、婦人会、老人会等に関する活動及び事業
- ⑥ 営利を目的とする団体、政治・宗教に関する活動及び事業
- ⑦ 3年連続で同一内容の活動（新たな展開がない）事業
- ⑧ 同一年度内に本基金から助成を受けている団体・グループからの申請事業

■助成対象外経費

- ① 組織運営費や通常活動経費
（人件費、事務所等賃借料、町内会費・その他団体会費、水道光熱費、役員会の役員旅費、電話、プロバイダー料、コピー機・事務用機器等賃借料、パソコン・プロジェクター・プリンター・デジタルカメラ、パソコンの付属機器・ソフト等購入費 等）
- ② 会議や大会、研修会へ参加するための参加費及び旅費交通費
- ③ 団体・グループの会員や役職員が講師や調査員となって行う研修会、セミナー、調査等への諸謝金、記念品及び土産代等
- ④ 飲食費（茶菓、弁当、飲食代等経費。ただし、外部講師や指導者等に対する茶菓、弁当代等、事業内容や実施上必要な場合のみ対象とする。）
- ⑤ 個人に帰属する備品の購入費

助成基準表

実施主体	事業番号	助成対象事業及び内容	助成率 助成額
①ボランティアグループ・団体	1	■学習・研修事業 ・ボランティアを対象とした講座、研修事業 ・在日外国人等の日本語学習推進事業	◆助成率 対象事業経費の9/10
	2	■福祉教育・啓発事業 ・児童、学生、社会人等を対象としたセミナー、福祉教育の啓発事業	
	3	■調査研究事業 ・活動充実のための調査、事前準備活動	
	4	■活動に必要な機器等整備事業 ・活動充実のための機器・器材の整備事業	
	5	■サービス活動事業 ・新たな展開による試行的、開発的な事業 ・地域住民主体による今日的な福祉課題の解決に向けた地域力向上の活動 ・県及び市町村ボランティア活動連絡協議会の事業 ・子ども・若者の社会参加、社会的自立支援事業 ・新潟県内に避難している大規模災害避難者に対する支援活動事業	
②市町村社会福祉協議会 ボランティアセンター	6	■学習・研修事業 ・ボランティアリーダー、コーディネーター、アドバイザー等の養成事業 ・シニア層の社会活動、ボランティア活動への参加促進事業	◆助成額 10万円以上で 50万円以内
	7	■福祉教育・啓発事業 ・児童、学生、社会人等を対象としたセミナー、福祉教育の啓発事業	
	8	■災害ボランティア活動推進事業 ・災害ボランティア活動に係る人材養成、ネットワーク化等推進事業	
	9	■その他試行的・モデル的事业 ・活動充実のための調査、事前準備活動 ・新たな展開による試行的、開発的な事業	
	10	■ボランティア活動の拠点整備事業 ・ボランティア活動の推進に係るボランティアセンター拠点整備事業	
	11	■事業継続計画に対する支援事業 ・自然災害などの不測の事態に備えて事業計画継続策定事業	
③自殺予防支援団体	12	■自殺予防支援事業 ・自殺予防に関する支援活動事業	
④新潟県社会福祉協議会	13	■ボランティア活動振興 ・学習・研修事業 ・福祉教育、活動事例等による啓発事業 ・企業の社会貢献活動の振興 ・災害ボランティア活動推進事業 ・今日的福祉課題に対する調査・研究事業 ・新たな展開による試行的・モデル的事业	◆予算の範囲